

子どもの福祉医療費の給付方式が変わります

病院等の窓口で500円を支払うことで医療を受けることができます。



▶対象となる子ども

満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども
(高校3年生に該当する年度末まで。高校等に在学していない人も対象。)

▶対象となる医療費

医科・歯科・調剤・訪問看護療養費

▶対象とならない医療費等

○接骨院、整骨院等の施術療養費は、引き続き現在と同じ給付方式です。

○次の場合には、医療保険の自己負担金を支払い、領収書等により市へ給付の申請が必要です。

- ・受給者証を提示しなかった場合
- ・長野県外の病院、薬局などを利用した場合
- ・病院、薬局で新しい給付方式に対応できなかった場合
- ・スポーツ共済の対象とならなかった場合

⇒スポーツ共済の対象となる場合には福祉医療を使用せず、スポーツ共済の手続きをしてください。

手続きの結果、スポーツ共済の対象とならなかった場合には、領収書等により市の窓口へ福祉医療を申請してください。

※スポーツ共済（スポーツ振興センター災害共済給付制度）について

保育園、小中学校、高校等に在学する子どもは、学校での不慮の災害（怪我や病気等）に備えて、スポーツ振興センターが取扱う災害共済給付制度に加入しています。学校の管理下での怪我や病気の治療費はスポーツ共済の対象となりますが、詳細は在学する学校等に確認してください。

▶受給者証について

8月以降、高校3年生までの人は有効期間内であっても、現在お使いの受給者証（緑色）を使用できません。7月中に新しい受給者証を配布しますので、8月以降に現在お使いの受給者証を必ず破棄してください。

▶国や県の公費負担医療の受給者証をお持ちの方へ

福祉医療費よりも国や県の公費負担医療が優先されます。受給者証をお持ちの方は、福祉医療費受給者証と一緒に国や県の公費負担医療の受給者証を病院・薬局の窓口で提示してください。

▶福祉医療費の自己負担金について

小諸市では、1レセプト（診療報酬明細書）あたり500円を自己負担金として設定しています。

「月」、「病院・薬局」、「医科、歯科、調剤、訪問看護」ごとにレセプトが作成され、レセプト1枚あたり上限500円が自己負担金となります。なお、薬局では、病院等が発行した処方箋ごとに上限500円を薬局の窓口でお支払いいただく必要があります。

▶小諸市外に住所を異動したら

市外に住所を異動した場合は、小諸市の「福祉医療費受給者証」は使用できなくなりますので、必ず受給者証を返却してください。市外に住所を異動した後、間違っても小諸市の福祉医療費受給者証を使用して受診等をされた場合は、給付した分を返金いただくこととなります。福祉医療費の支給を受けるためには、新しい住所地の市町村で必要書類を添付して、申請をしてください。

図 厚生課 家庭支援係